

『地区計画の区域内における行為の届出』について

（都市計画法第58条の2第1項）

地区計画整備区域内において、届出の必要な行為を行おうとする者は当該行為に着手する日の30日前までに、また、建築確認申請が必要な場合は確認申請の前までに、市長に地区計画の区域における行為の届出をすることが必要です。

（立川基地跡地関連地区の A 地区内の場合は、届出前に「地区計画区域内開発事業計画審査依頼書」の提出が必要です。事前にご相談ください。）

届出等の提出部数：2 部

届出に必要な書類

No.	添付書類	内容
1	行為の届出書	
2	公図写し	
3	全部事項証明書（土地登記簿 謄本）	（写しも可）
4	案内図	
5	敷地求積図	最低敷地面積が確認できるもの
6	配置図	道路境界より壁面線の位置（赤線）及び壁面・軒・庇・ベランダ等までの距離が記入されたもの
7	立面図	（2面以上・立体の壁面） 道路境界より壁面の位置（赤線）及び壁面等までの距離が記入されたもの
8	各階平面図	部屋別用途が記入されたもの
9	断面図	高さが記入されたもの
10	各階床面積計算書	
11	外構図	
12	委任状	届出者と来庁者が異なる場合必要
13	その他	・屋外広告物（規模・色彩等マンセル記号の記入） ・建物色彩（パース図等） ・届出書に記載されている内容がわかるもの ・その他

※ 届出に関する事項を変更する場合は、事前に都市計画課に相談し、当該変更に関わる行為に着手する30日前までに変更届を提出してください。

※ 都市計画法第58条の2による届出をしなかった、又は虚偽の届出をすると、罰金の適用を受けることになります。（都市計画法93条）

※ 図面等は設計者登録番号、氏名を記載し押印すること。